

商工委員会議録第五号

平成七年三月十五日(水曜日)

午前十一時四十一分開議

出席委員

委員長 白川 勝彦君

理事 逢沢 一郎君

理事 額賀福志郎君

理事 古賀 正浩君

理事 大島 章宏君

小此木八郎君

金田 英行君

熊代 昭彦君

谷川 和穂君

野田 聖子君

上田 勇君

武山百合子君

西川太一郎君

山田 英介君

後藤 茂君

松本 龍君

吉井 英勝君

出席國務大臣

通商産業大臣 橋本龍太郎君

出席政府委員

資源エネルギー庁長官 川田 洋輝君

資源エネルギー庁次長 白川 進君

資源エネルギー庁長官官房審議官 並木 徹君

資源エネルギー庁石油部長 一柳 良雄君

資源エネルギー庁公益事業部長 村田 成一君

委員外の出席者

商工委員会調査室長 石黒 正大君

委員の異動

三月八日

辞任

和田 貞夫君

同日

辞任

中村 正男君

同日

辞任

小川 元君

同日

辞任

岸田 文雄君

同日

辞任

三月十三日

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律案(内閣提出第八〇号)(予)

二月二十八日

中小自営業者の休業補償制度の確立に関する請願(吉井英勝君紹介)(第一二五号)

同(吉井英勝君紹介)(第一四四号)

同(正森成二君紹介)(第一四四号)

同(吉井英勝君紹介)(第一二五号)

三月十五日

製造物責任法に係る国及び地方自治体の検査機関等の体制整備に関する陳情書(広島市中区上八丁堀二の六六思木尚(第八九号))

産業構造の転換と空洞化対策に関する陳情書(鳥取市東町一の二二〇鳥取県議会内長谷川和夫(第九〇号))

補欠選任

中村 正男君

補欠選任

和田 貞夫君

補欠選任

岸田 文雄君

補欠選任

小川 元君

補欠選任

岸田 文雄君

補欠選任

小川 元君

円高・不況対策の実施に関する陳情書(富山市新桜町七の三八富山市議会内五十嵐俊行(第九一号))

ストップ・フロン法の早期制定に関する陳情書(大津市御陵町三の一大津市議会内三宅忠義(第九二号))

原子力発電所の立地に伴う安全確保及び総合的、恒久的な地域振興対策の確立に関する陳情書(大阪府中央区大手前二の二二大阪府議会内岡田進(第九三三号))

伊方発電所の安全対策の強化等に関する陳情書(松山市一番町四の四の二伊賀貞雪(第九四号))

LPガス国家備蓄基地の建設推進に関する陳情書(松山市一番町四の四の二伊賀貞雪(第九五号))

中小企業対策の拡充強化に関する陳情書外二件(宇都宮市堀田一の二〇栃木県議会内吉成健蔵外二名(第九六号))

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

参考人出席要求に関する件

石油製品の安定的かつ効率的な供給の確保のための関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出第五〇号)

電気事業法の一部を改正する法律案(内閣提出第五一号)

〇白川委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、石油製品の安定的かつ効率的な供給の確保のための関係法律の整備等に関する法律案及び電気事業法の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

これより両案につきまして順次趣旨の説明を聴取いたします。橋本通商産業大臣。

石油製品の安定的かつ効率的な供給の確保のための関係法律の整備等に関する法律案

電気事業法の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

〇橋本國務大臣 初めに、石油製品の安定的かつ効率的な供給の確保のための関係法律の整備等に関する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

我が国のエネルギー供給の大半を占める石油は、国内供給のほぼ全量を輸入に依存しており、その安定供給の確保は我が国のエネルギー政策の根幹をなすものであります。

しかるに今日、国内におけるより効率的なエネルギー供給への要請の高まり、国際石油市場の発達等、石油製品供給をめぐる経済的、社会的環境に新たな変化が生じております。

このような状況の中で、石油製品の安定的かつ効率的な供給を確保するため、緊急時における供給を確保するとともに、石油製品の品質を適正に管理しつつ、我が国石油製品市場の国際化と国内流通の効率化を進めることが必要とされているところであります。

こうしたことから、政府といたしましては、このたび、特定石油製品輸入暫定措置法を廃止するとともに、石油備蓄法及び揮発油販売法を改正するため、本法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、特定石油製品輸入暫定措置法の廃止であります。

これは、国内石油製品市場に輸入品との競争による市場原理を一層導入し、石油製品供給の効率

性の向上を図るものであります。

第二に、石油備蓄法の改正であります。

その改正の第一点は、石油精製業者等が常時保有すべき基準備蓄量を、可能な限り事業活動の実態に即したものとするため、毎月、その月の直前の十二カ月の生産量を基礎に算定するものとするのであります。

第二点は、石油精製業者等が石油を備蓄するに当たって、緊急時における供給を確保するため、原油をもって指定石油製品にかえることができる場合を定めることであります。

第三に、揮発油販売業法の改正であります。

その改正の第一点は、同法の題名を、揮発油等の品質の確保等に関する法律とすることでありま

す。第二点は、環境、安全等にかかわる必要最小限の品質を管理するため、自動車燃料用の揮発油及び軽油並びに屋内燃焼燃料用の灯油についての規格を定め、揮発油等の販売業者は、規格に適合しないものを消費者に販売してはならないものとするのであります。あわせて、生産業者及び輸入業者等は、生産または輸入したものを販売または消費しようとするときは、規格に適合することを確認しなければならぬものとするのであります。

第三点は、消費者への適切な情報提供を行うため、揮発油、軽油及び灯油の品質に関する標準的な基準を定め、揮発油等の販売業者が基準に適合することを確認したものを販売するときは、その旨を表示することができるとすることでありま

す。第四点は、指定地区に関する規定を廃止し、あわせて関連する制度の手当てを行うことでありま

す。以上が、この法律案の提案理由及び要旨であります。何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願いします。

続きまして、電気事業法の一部を改正する法律

案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

我が国の電力需要については、安定的な経済成長、国民生活の高度化、電力の利便性等を反映して今後とも増大することが見込まれるとともに、夏季ピーク需要の先鋭化により負荷率が悪化しております。このような状況の中で、我が国の電気事業については、今後とも安定供給を確保しつつ、より一層効率的な電力供給体制を構築することが必要であります。

近年、発電部門においては、需要地に近接し経済性にすぐれた中小規模の電源による電力の卸売事業への参入の可能性が拡大するとともに、直接供給部門においても、熱電併給等により特定の需要家群を対象として電力を直接販売する事業を営む能力を有する事業者の参入の可能性が拡大しております。

一方、技術進歩、保安実績の向上、自己責任の明確化への要請等を背景として、保安規制の見直しが求められております。

こうしたことから、政府といたしましては、発電部門への新規参入の拡大のための卸電気事業許可の原則撤廃や入札制度の導入、特定電気事業に係る制度の創設、料金規制の改善、保安規制の合理化など所要の措置を講ずるため、本法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、事業規制の緩和であります。

その改正の第一点は、卸電気市場への新規参入を促進するため、卸電気事業の許可を要する場合を一定の規模以上のものに限定するとともに、一般電気事業者が行う入札を通じて決定した供給条件により一般電気事業者が電気を供給する場合に、料金その他の供給条件について通商産業大臣の認可を要しないものとするのであります。

第二点は、送電網の活用による広域的な卸電気市場の形成のため、通商産業大臣が指定する電気事業者は、振りかえ供給について、料金その他の供給条件を約款として通商産業大臣に届け出ると

ともに、公表する義務を負うこととし、その電気事業者が振りかえ供給を不当に拒んだ場合には、通商産業大臣が振りかえ供給を行うべきことを命ずることができるとすることでありま

す。第三点は、特定の供給地点における需要に応じた電気を供給する特定電気事業の制度を新たに設けることとあります。特定電気事業については、電気工作物の能力が必要に応ずることができると、一般電気事業者の需要家の利益が阻害されないことなどを事業許可の要件とし、その供給地点における供給義務を負うものとする

とともに、料金その他の供給条件については通商産業大臣に届け出るものとすることとあります。

第二に、料金規制の改善であります。

負荷平準化等設備の効率的な使用に資すると見込まれる場合には、通商産業大臣の認可を受けた供給約款にかえて電気の使用者が選択し得る料金その他の供給条件を、一般電気事業者が選択約款として定めることができるものとすることとあります。この場合、その選択約款については、通商産業大臣に届け出ることとし、選択約款が供給約款により電気の供給を受ける者の利益を阻害するおそれがある場合等においては、通商産業大臣が変更を命ずることができるものとすることとあります。

第三に、保安規制の合理化であります。

その改正の第一点は、電気保安について自己責任を明確化し、電気工作物の設置者自身による自主保安を基本とした条文構成とすることとあります。

第二点は、技術進歩、新規参入による電気の供給者の多様化等を踏まえ、電気工作物の区分の見直しを行うこととあります。電気工作物をその規模及び態様を基準として区分するとともに、太陽電池等の一定規模以下の発電設備を一般用電気工作物とすることにより、現在これらの電気工作物に課されている主任技術者の選任、保安規程の届け出等の規制を不要とすることとあります。

第三点は、使用前検査の対象となる電気工作物を限定するとともに、工程ごとの検査を原則廃止すること、溶接検査の方法の認可を廃止すること、定期検査については設置者による自主検査制度を導入すること等を行うこととあります。

以上が、本法律案の提案理由及び要旨であります。何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願いします。

○白川委員長 これにて両案についての趣旨の説明は終わりました。

○白川委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

通商産業の基本施策に関する件及び中小企業に関する件、特に円高問題について調査のため、参考人の出席を求め、意見を聴取することとし、その日時、人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○白川委員長 御異議なしと認めます。よって、そのとおり決まりました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時五十二分散会

石油製品の安定的かつ効率的な供給の確保のための関係法律の整備等に関する法律案

石油製品の安定的かつ効率的な供給の確保のための関係法律の整備等に関する法律案

（特定石油製品輸入暫定措置法の廃止）

第一条 特定石油製品輸入暫定措置法（昭和六十年法律第九十五号）は、廃止する。

（石油備蓄法の一部改正）

第二条 石油備蓄法（昭和五十年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十四条の二」を「第十四条の三」に改める。

第四条第一項及び第五条第一項中「次年度以降の四年間」を「当該年度以降の五年間」に改める。

第六条の見出しを「(基準備蓄量等)」に改め、同条中「毎年、二月十五日までに」を「毎月」、「前年」を「月(以下この項において「届出月」という。の前月)に改め、「輸入量」の下に、「基準備蓄量(届出月の翌々月において石油精製業者等が常時保有すべきものとして、石油精製業者等の届出月の直前の十二箇月の指定石油製品の生産量又は石油の販売量若しくは輸入量を基礎として通商産業省令で定めるところにより算定される石油の数量をいう。以下この章において同じ。)」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項の基準備蓄量の算定に係る通商産業省令は、算定されるべき基準備蓄量を合計した数量の通商産業省令で定めるところにより算定される当該直前の十二箇月の我が国の石油の消費量に対する割合がおおむね三百六十五分の七十から三百六十五分の九十までの範囲内にあるように定められるものとする。

第七条の前の見出し及び同条第一項を削り、同条第二項中「第二項を」第三項に、「指定石油製品を石油」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「石油精製業者等は」の下に「通商産業省令で定める場合に」を加え、同項を同条第二項とし、同条第四項を削る。

第八条第一項中「前条第二項を」前条第一項に改め、同条第三項中「前二項を」前項に改め、「当該石油精製業者等に対し」を削り、「通知」を「告示」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 通商産業大臣は、前項の規定により基準備蓄量を減少したときは、当該石油精製業者等に対し、その旨を通知するものとする。

第十条第一項中「第七条第二項の通商産業省令」を「第七条第一項の通商産業省令」に、「指定石油製品の数量とその石油精製業者等がその通

商産業省令で定めるところにより保有する」を「石油の数量をいう。ただし、その石油精製業者等が同条第二項の規定により指定石油製品に代えて原油を保有する場合には、当該「同条第三項を」同項に、「数量とを合計した」を「後の石油の」に、「第七条第二項の規定を」第七条第一項の規定に改め、同条第二項中「第七条第二項を」第七条第一項に改める。

第十条の二第一項中「次年度以降の四年間」を「当該年度以降の五年間」に改める。

第十条の三の見出しを「(基準備蓄量等)」に改め、同条中「毎年、二月十五日までに」を「毎月」、「前年」を「月(以下この項において「届出月」という。の前月)に改め、「輸入量」の下に、「基準備蓄量(届出月の翌々月において石油ガス輸入業者が常時保有すべきものとして、石油ガス輸入業者の届出月の直前の十二箇月の石油ガスの輸入量を基礎として通商産業省令で定めるところにより算定される石油ガスの数量をいう。以下この章において同じ。)」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項の基準備蓄量の算定に係る通商産業省令は、算定されるべき基準備蓄量を合計した数量の通商産業省令で定めるところにより算定される当該直前の十二箇月の我が国の石油ガスの輸入量に対する割合がおおむね三百六十五分の十から三百六十五分の五十までの範囲内にあるように定められるものとする。

第十条の四の見出し及び同条第一項を削り、同条第二項中「第四項を」次項に、「第二項を」第三項に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を削り、同条第四項中「及び第二項を」及び第三項に、「第三項を」第二項に改め、同項を同条第二項とする。

第十条の五第一項中「前条第二項を」前条第一項に、「前条第四項を」前条第二項に改め、同条第二項中「前条第二項を」前条第一項に改める。

第十一条第四項中「第六条又は第十条の三」を

「第六条第一項又は第十条の三第一項」に改める。

第四章中第十四条の二の次に次の一条を加える。

(経過措置)
第十四条の三 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第十五条中「五十万円を」三百万円に改める。

第十六条中「十万円を」三十万円に改め、同

条第一号中「第六条を」第六条第一項に、「第十条の三」を「第十条の三第一項」に改める。

第十八条中「三万円を」十万円に改める。

(揮発油販売業法の一部改正)

第三条 揮発油販売業法(昭和五十一年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

揮発油等の品質の確保等に関する法律
目次中「登録を」揮発油販売業者の登録に、
「第三章 揮発油の品質の確保(第十三条第十

七条の十二)」を
第三章 品質の確保
第一節 揮発油の品質の確保
第二節 軽油の品質の確保
第三節 灯油の品質の確保
第三章の二 指定分析機関

保(第十三条第十七条の六)
(第十七条の七・第十七条の八)
(第十七条の九・第十七条の十)
(第十七条の十一・第十七条の十二)
(第十七条の十三・第十七条の十四)
(第十七条の十五・第十七条の十六)
(第十七条の十七・第十七条の十八)
(第十七条の十九・第十七条の二十)
(第十七条の二十一・第十七条の二十二)
(第十七条の二十三・第十七条の二十四)
(第十七条の二十五・第十七条の二十六)
(第十七条の二十七・第十七条の二十八)
(第十七条の二十九・第十七条の三十)
(第十七条の三十一・第十七条の三十二)
(第十七条の三十三・第十七条の三十四)
(第十七条の三十五・第十七条の三十六)
(第十七条の三十七・第十七条の三十八)
(第十七条の三十九・第十七条の四十)
(第十七条の四十一・第十七条の四十二)
(第十七条の四十三・第十七条の四十四)
(第十七条の四十五・第十七条の四十六)
(第十七条の四十七・第十七条の四十八)
(第十七条の四十九・第十七条の五十)
(第十七条の五十一・第十七条の五十二)
(第十七条の五十三・第十七条の五十四)
(第十七条の五十五・第十七条の五十六)
(第十七条の五十七・第十七条の五十八)
(第十七条の五十九・第十七条の六十)
(第十七条の六十一・第十七条の六十二)
(第十七条の六十三・第十七条の六十四)
(第十七条の六十五・第十七条の六十六)
(第十七条の六十七・第十七条の六十八)
(第十七条の六十九・第十七条の七十)
(第十七条の七十一・第十七条の七十二)
(第十七条の七十三・第十七条の七十四)
(第十七条の七十五・第十七条の七十六)
(第十七条の七十七・第十七条の七十八)
(第十七条の七十九・第十七条の八十)
(第十七条の八十一・第十七条の八十二)
(第十七条の八十三・第十七条の八十四)
(第十七条の八十五・第十七条の八十六)
(第十七条の八十七・第十七条の八十八)
(第十七条の八十九・第十七条の九十)
(第十七条の九十一・第十七条の九十二)
(第十七条の九十三・第十七条の九十四)
(第十七条の九十五・第十七条の九十六)
(第十七条の九十七・第十七条の九十八)
(第十七条の九十九・第十七条の百)

保(第十三条第十七条の六)
(第十七条の七・第十七条の八)
(第十七条の九・第十七条の十)
(第十七条の十一・第十七条の十二)
(第十七条の十三・第十七条の十四)
(第十七条の十五・第十七条の十六)
(第十七条の十七・第十七条の十八)
(第十七条の十九・第十七条の二十)
(第十七条の二十一・第十七条の二十二)
(第十七条の二十三・第十七条の二十四)
(第十七条の二十五・第十七条の二十六)
(第十七条の二十七・第十七条の二十八)
(第十七条の二十九・第十七条の三十)
(第十七条の三十一・第十七条の三十二)
(第十七条の三十三・第十七条の三十四)
(第十七条の三十五・第十七条の三十六)
(第十七条の三十七・第十七条の三十八)
(第十七条の三十九・第十七条の四十)
(第十七条の四十一・第十七条の四十二)
(第十七条の四十三・第十七条の四十四)
(第十七条の四十五・第十七条の四十六)
(第十七条の四十七・第十七条の四十八)
(第十七条の四十九・第十七条の五十)
(第十七条の五十一・第十七条の五十二)
(第十七条の五十三・第十七条の五十四)
(第十七条の五十五・第十七条の五十六)
(第十七条の五十七・第十七条の五十八)
(第十七条の五十九・第十七条の六十)
(第十七条の六十一・第十七条の六十二)
(第十七条の六十三・第十七条の六十四)
(第十七条の六十五・第十七条の六十六)
(第十七条の六十七・第十七条の六十八)
(第十七条の六十九・第十七条の七十)
(第十七条の七十一・第十七条の七十二)
(第十七条の七十三・第十七条の七十四)
(第十七条の七十五・第十七条の七十六)
(第十七条の七十七・第十七条の七十八)
(第十七条の七十九・第十七条の八十)
(第十七条の八十一・第十七条の八十二)
(第十七条の八十三・第十七条の八十四)
(第十七条の八十五・第十七条の八十六)
(第十七条の八十七・第十七条の八十八)
(第十七条の八十九・第十七条の九十)
(第十七条の九十一・第十七条の九十二)
(第十七条の九十三・第十七条の九十四)
(第十七条の九十五・第十七条の九十六)
(第十七条の九十七・第十七条の九十八)
(第十七条の九十九・第十七条の百)

保(第十三条第十七条の六)
(第十七条の七・第十七条の八)
(第十七条の九・第十七条の十)
(第十七条の十一・第十七条の十二)
(第十七条の十三・第十七条の十四)
(第十七条の十五・第十七条の十六)
(第十七条の十七・第十七条の十八)
(第十七条の十九・第十七条の二十)
(第十七条の二十一・第十七条の二十二)
(第十七条の二十三・第十七条の二十四)
(第十七条の二十五・第十七条の二十六)
(第十七条の二十七・第十七条の二十八)
(第十七条の二十九・第十七条の三十)
(第十七条の三十一・第十七条の三十二)
(第十七条の三十三・第十七条の三十四)
(第十七条の三十五・第十七条の三十六)
(第十七条の三十七・第十七条の三十八)
(第十七条の三十九・第十七条の四十)
(第十七条の四十一・第十七条の四十二)
(第十七条の四十三・第十七条の四十四)
(第十七条の四十五・第十七条の四十六)
(第十七条の四十七・第十七条の四十八)
(第十七条の四十九・第十七条の五十)
(第十七条の五十一・第十七条の五十二)
(第十七条の五十三・第十七条の五十四)
(第十七条の五十五・第十七条の五十六)
(第十七条の五十七・第十七条の五十八)
(第十七条の五十九・第十七条の六十)
(第十七条の六十一・第十七条の六十二)
(第十七条の六十三・第十七条の六十四)
(第十七条の六十五・第十七条の六十六)
(第十七条の六十七・第十七条の六十八)
(第十七条の六十九・第十七条の七十)
(第十七条の七十一・第十七条の七十二)
(第十七条の七十三・第十七条の七十四)
(第十七条の七十五・第十七条の七十六)
(第十七条の七十七・第十七条の七十八)
(第十七条の七十九・第十七条の八十)
(第十七条の八十一・第十七条の八十二)
(第十七条の八十三・第十七条の八十四)
(第十七条の八十五・第十七条の八十六)
(第十七条の八十七・第十七条の八十八)
(第十七条の八十九・第十七条の九十)
(第十七条の九十一・第十七条の九十二)
(第十七条の九十三・第十七条の九十四)
(第十七条の九十五・第十七条の九十六)
(第十七条の九十七・第十七条の九十八)
(第十七条の九十九・第十七条の百)

保(第十三条第十七条の六)
(第十七条の七・第十七条の八)
(第十七条の九・第十七条の十)
(第十七条の十一・第十七条の十二)
(第十七条の十三・第十七条の十四)
(第十七条の十五・第十七条の十六)
(第十七条の十七・第十七条の十八)
(第十七条の十九・第十七条の二十)
(第十七条の二十一・第十七条の二十二)
(第十七条の二十三・第十七条の二十四)
(第十七条の二十五・第十七条の二十六)
(第十七条の二十七・第十七条の二十八)
(第十七条の二十九・第十七条の三十)
(第十七条の三十一・第十七条の三十二)
(第十七条の三十三・第十七条の三十四)
(第十七条の三十五・第十七条の三十六)
(第十七条の三十七・第十七条の三十八)
(第十七条の三十九・第十七条の四十)
(第十七条の四十一・第十七条の四十二)
(第十七条の四十三・第十七条の四十四)
(第十七条の四十五・第十七条の四十六)
(第十七条の四十七・第十七条の四十八)
(第十七条の四十九・第十七条の五十)
(第十七条の五十一・第十七条の五十二)
(第十七条の五十三・第十七条の五十四)
(第十七条の五十五・第十七条の五十六)
(第十七条の五十七・第十七条の五十八)
(第十七条の五十九・第十七条の六十)
(第十七条の六十一・第十七条の六十二)
(第十七条の六十三・第十七条の六十四)
(第十七条の六十五・第十七条の六十六)
(第十七条の六十七・第十七条の六十八)
(第十七条の六十九・第十七条の七十)
(第十七条の七十一・第十七条の七十二)
(第十七条の七十三・第十七条の七十四)
(第十七条の七十五・第十七条の七十六)
(第十七条の七十七・第十七条の七十八)
(第十七条の七十九・第十七条の八十)
(第十七条の八十一・第十七条の八十二)
(第十七条の八十三・第十七条の八十四)
(第十七条の八十五・第十七条の八十六)
(第十七条の八十七・第十七条の八十八)
(第十七条の八十九・第十七条の九十)
(第十七条の九十一・第十七条の九十二)
(第十七条の九十三・第十七条の九十四)
(第十七条の九十五・第十七条の九十六)
(第十七条の九十七・第十七条の九十八)
(第十七条の九十九・第十七条の百)

保(第十三条第十七条の六)
(第十七条の七・第十七条の八)
(第十七条の九・第十七条の十)
(第十七条の十一・第十七条の十二)
(第十七条の十三・第十七条の十四)
(第十七条の十五・第十七条の十六)
(第十七条の十七・第十七条の十八)
(第十七条の十九・第十七条の二十)
(第十七条の二十一・第十七条の二十二)
(第十七条の二十三・第十七条の二十四)
(第十七条の二十五・第十七条の二十六)
(第十七条の二十七・第十七条の二十八)
(第十七条の二十九・第十七条の三十)
(第十七条の三十一・第十七条の三十二)
(第十七条の三十三・第十七条の三十四)
(第十七条の三十五・第十七条の三十六)
(第十七条の三十七・第十七条の三十八)
(第十七条の三十九・第十七条の四十)
(第十七条の四十一・第十七条の四十二)
(第十七条の四十三・第十七条の四十四)
(第十七条の四十五・第十七条の四十六)
(第十七条の四十七・第十七条の四十八)
(第十七条の四十九・第十七条の五十)
(第十七条の五十一・第十七条の五十二)
(第十七条の五十三・第十七条の五十四)
(第十七条の五十五・第十七条の五十六)
(第十七条の五十七・第十七条の五十八)
(第十七条の五十九・第十七条の六十)
(第十七条の六十一・第十七条の六十二)
(第十七条の六十三・第十七条の六十四)
(第十七条の六十五・第十七条の六十六)
(第十七条の六十七・第十七条の六十八)
(第十七条の六十九・第十七条の七十)
(第十七条の七十一・第十七条の七十二)
(第十七条の七十三・第十七条の七十四)
(第十七条の七十五・第十七条の七十六)
(第十七条の七十七・第十七条の七十八)
(第十七条の七十九・第十七条の八十)
(第十七条の八十一・第十七条の八十二)
(第十七条の八十三・第十七条の八十四)
(第十七条の八十五・第十七条の八十六)
(第十七条の八十七・第十七条の八十八)
(第十七条の八十九・第十七条の九十)
(第十七条の九十一・第十七条の九十二)
(第十七条の九十三・第十七条の九十四)
(第十七条の九十五・第十七条の九十六)
(第十七条の九十七・第十七条の九十八)
(第十七条の九十九・第十七条の百)

保(第十三条第十七条の六)
(第十七条の七・第十七条の八)
(第十七条の九・第十七条の十)
(第十七条の十一・第十七条の十二)
(第十七条の十三・第十七条の十四)
(第十七条の十五・第十七条の十六)
(第十七条の十七・第十七条の十八)
(第十七条の十九・第十七条の二十)
(第十七条の二十一・第十七条の二十二)
(第十七条の二十三・第十七条の二十四)
(第十七条の二十五・第十七条の二十六)
(第十七条の二十七・第十七条の二十八)
(第十七条の二十九・第十七条の三十)
(第十七条の三十一・第十七条の三十二)
(第十七条の三十三・第十七条の三十四)
(第十七条の三十五・第十七条の三十六)
(第十七条の三十七・第十七条の三十八)
(第十七条の三十九・第十七条の四十)
(第十七条の四十一・第十七条の四十二)
(第十七条の四十三・第十七条の四十四)
(第十七条の四十五・第十七条の四十六)
(第十七条の四十七・第十七条の四十八)
(第十七条の四十九・第十七条の五十)
(第十七条の五十一・第十七条の五十二)
(第十七条の五十三・第十七条の五十四)
(第十七条の五十五・第十七条の五十六)
(第十七条の五十七・第十七条の五十八)
(第十七条の五十九・第十七条の六十)
(第十七条の六十一・第十七条の六十二)
(第十七条の六十三・第十七条の六十四)
(第十七条の六十五・第十七条の六十六)
(第十七条の六十七・第十七条の六十八)
(第十七条の六十九・第十七条の七十)
(第十七条の七十一・第十七条の七十二)
(第十七条の七十三・第十七条の七十四)
(第十七条の七十五・第十七条の七十六)
(第十七条の七十七・第十七条の七十八)
(第十七条の七十九・第十七条の八十)
(第十七条の八十一・第十七条の八十二)
(第十七条の八十三・第十七条の八十四)
(第十七条の八十五・第十七条の八十六)
(第十七条の八十七・第十七条の八十八)
(第十七条の八十九・第十七条の九十)
(第十七条の九十一・第十七条の九十二)
(第十七条の九十三・第十七条の九十四)
(第十七条の九十五・第十七条の九十六)
(第十七条の九十七・第十七条の九十八)
(第十七条の九十九・第十七条の百)

いて、適正な品質のものを安定的に供給するため、その販売等について必要な措置を講じ、もつて消費者の利益の保護に資することを目的とする。

第二条中第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

この法律において「石油製品」とは、揮発油、灯油、軽油及び重油並びにこれらに準ずる炭化水素油及び石油ガス(液化したものを含む。)であつて通商産業省令で定めるものをいう。

第二条に次の三項を加える。

4 この法律において「軽油販売業者」とは、自動車燃料として軽油(軽油と同じ用途に用いることができる石油製品であつて通商産業省令で定めるものを含む。)を消費者に販売する事業を行う者をいう。

5 この法律において「灯油販売業者」とは、屋内燃焼型の機械又は器具の燃料(以下「屋内燃焼燃料」という。)として灯油(灯油と同じ用途に用いることができる石油製品であつて通商産業省令で定めるものを含む。)を消費者に販売する事業を行う者をいう。

6 この法律において「加工」とは、精製以外の方法で石油製品の品質を調整することをいう。

「第二章 登録を」第二章 揮発油販売業者の登録に改める。

第四条第一項第二号中「第二項第一項を」第二条第二項に改める。

第五条第一項中「又は第五項を」削る。

第六条第二項から第五項までを削り、同条第六項中「第二項又は」を削り、同項を同条第二項とする。

第八条第一項中「又は第三号を」に掲げる給油所の所在地又は同項第三号に改め、同条第三項中「事項」の下に「又は同項第二号に掲げる給油設備の規模」を加える。

「第三章 揮発油の品質の確保を」第三章「品質の確保」に改める。

第十三条の見出し中「粗悪な」を「規格に適合しない」に改め、同条中「定めるもの」の下に「(以下「揮発油規格」という。))」を加え、「燃料用揮発油として」を「自動車の燃料用の揮発油として消費者に」に改め、第三章中同条の前に次の節名を付する。

第一節 揮発油の品質の確保

第十六条の二第二項中「(以下「指定分析機関」という。))」に改め、同条第二号中「指定分析機関」に改め、同条第三号中「指定分析機関」を「通商産業大臣が指定する者」に改める。

第十七条の十二第一号中「第十六条の二第二項」を「分析機関」に改め、同条第二号中「第十七条の五第一項」を「第十七条の五第二項」に改め、同条第三号中「第十七条の五第二項」を「第十七条の九」に改め、同条第四号中「指定」を「分析機関の指定」に改め、同条を第十七条の二十とす。

第十七条の十一中「第十六条の二第二項」を「分析機関」に改め、同条第一号中「第十七条の三第二号」を「第十七条の十二第二号」に改め、同条第二号中「第十七条の五第一項」を「第十七条の十四第一項」に改め、同条第三号中「第十七条の七第三項」を「第十七条の八」に改め、同条第四号中「第十七条の七第三項」を「第十七条の八」に改め、同条第五号中「第十七条の二第二項」を「分析機関」に改め、同条を第十七条の二十とす。

第十七条の十中「第十六条の二第二項」を「分析機関」に改め、同条を第十七条の十九とす。
第十七条の九を第十七条の十八とす。
第十七条の八中「第十七条の四第一号」を「第十七条の十三第一号」に改め、同条を第十七条の十七とす。

第十七条の七を第十七条の十六とする。

第十七条の六第一項中「受けているとき」の下に「又は第十七条の三第二項若しくは第十七条の四第三項の規定により揮発油、軽油若しくは灯油の分析の委託を受けているとき」を加え、「第十七条の四第二号」を「第十七条の十三第二号」に改め、同条第二項中「指定分析機関が第十六条の二第二項の規定により揮発油の分析の委託を受けている場合において」を「前項に規定する場合において、指定分析機関が」に改め、同条を第十七条の十五とする。

第十七条の五第一項中「指定分析機関」を「分析機関の指定を受けた者(以下「指定分析機関」という。))」に改め、同条を第十七条の十四とする。

第十七条の四中「第十六条の二第二項」を「分析機関」に改め、同条第二号中「第十四条第一項に規定する通商産業省令で定める資格を」通商産業省令で定める条件に適合する知識経験に改め、同条第三号中「第十六条に規定する」を削り、同条を第十七条の十三とする。

第十七条の三中「第十六条の二第二項」を「分析機関」に改め、同条第一号中「第十七条の十一」を「第十七条の二十」に、「指定」を「分析機関の指定」に改め、同条を第十七条の十二とする。

第十七条の二第二項を次のように改める。

第十八条の二第一項、第十七条の三第二項(第十七条の八第一項又は前条第一項において準用する場合を含む。第十七条の十五第一項において同じ。))又は第十七条の四第三項(第十七条の八第二項若しくは第三項又は前条第二項若しくは第三項において準用する場合を含む。第十七条の十五第一項において同じ。))の指定(以下この章において「分析機関の指定」という。))は、揮発油販売業者の委託を受けて行う揮発油の分析の業務又は揮発油生産業者、軽油生産業者、灯油生産業者、揮発油輸入業者、軽油輸入業者、灯油輸入業者若しくは第十七条の四第二項(第十七条の八第三項又は前条第三項において準用する場合を含む。))の規定により確認を行うべき者は、通商産業大臣が指定する者に対して、同項の規定による確認をするために必要な分析を委託することができる。

しくは第十七条の四第二項(第十七条の八第三項又は前条第三項において準用する場合を含む。))の規定により確認を行うべき者の委託を受けて行う揮発油、軽油若しくは灯油の分析の業務(以下「分析業務」という。))を行うとする者の申請により行う。

第十七条の二第二項中「申請は」の下に「通商産業省令で定める区分に従い」を加え、同条を第十七条の十一とし、同条の前に次の章名を付する。

第三章の二 指定分析機関

第三章中第十七条の次に次の五条及び一節を加える。

(揮発油販売業者に対する指示)

第十七条の二 通商産業大臣は、揮発油販売業者が第十三条の規定に違反した場合において、揮発油の消費者の利益が害されるおそれがあると認めるときは、当該揮発油販売業者に対し、その販売に係る揮発油の品質の確保に關し必要な措置をとるべきことを指示することができる。

2 通商産業大臣は、前項の規定による指示をした場合において、その指示を受けた者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

(揮発油生産業者の義務)

第十七条の三 原油又は石油製品を精製して揮発油を生産する事業者(以下「揮発油生産業者」という。))は、生産した揮発油を自動車の燃料として販売又は消費しようとするときは、通商産業省令で定めるところにより、当該揮発油が揮発油規格に適合することを確認しなければならない。

2 前項の規定により確認を行うべき者は、通商産業大臣が指定する者に対して、同項の規定による確認をするために必要な分析を委託することができる。

(揮発油輸入業者等の義務)

第十七条の四 揮発油の輸入の事業を行う者

(以下「揮発油輸入業者」という。))は、輸入した揮発油を自動車の燃料として販売又は消費しようとするときは、通商産業省令で定めるところにより、当該揮発油が揮発油規格に適合することを確認しなければならない。ただし、揮発油輸入業者が揮発油生産業者に該当する場合において、前条第一項の規定により確認を行う揮発油については、この限りでない。

2 揮発油以外の石油製品を輸入する事業を行う者は、輸入した石油製品(揮発油以外のものに限る。))を加工して揮発油を生産し、これを自動車の燃料として販売又は消費しようとするときは、通商産業省令で定めるところにより、当該揮発油が揮発油規格に適合することを確認しなければならない。ただし、揮発油以外の石油製品を輸入する事業者が揮発油生産業者に該当する場合において、前条第一項の規定により確認を行う揮発油については、この限りでない。

3 揮発油輸入業者又は前項の規定により確認を行うべき者は、通商産業大臣が指定する者に対して、前二項の規定による確認をするために必要な分析を委託することができる。

4 揮発油輸入業者は、揮発油を輸入したときは、遅滞なく、通商産業省令で定めるところにより、その用途に応じ、当該揮発油の品質、数量その他の通商産業省令で定める事項を通商産業大臣に届け出なければならない。

5 前項の規定による届出をした者は、用途その他の届出に係る事項を変更しようとするときは、当該揮発油を販売又は消費する時までに、通商産業省令で定めるところにより、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(揮発油生産業者、揮発油輸入業者等に対する指示)

第十七条の五 通商産業大臣は、第十七条の三第一項又は前条第一項若しくは第二項の規定

により確認を行うべき者がこれらの規定に違反した場合において、揮発油の消費者の利益が害されるおそれがあると認めるときは、これらの者に対し、その販売に係る揮発油の品質の確保に必要措置をとるべきことを指示することができる。

2 通商産業大臣は、前項の規定による指示をした場合において、その指示を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(標準揮発油の表示)

第十七条の六 揮発油販売業者は、標準的な品質の自動車の燃料用の揮発油の基準として通商産業省令で定めるもの(以下「標準揮発油の基準」という。)に適合することを確認した揮発油を販売するときは、通商産業省令で定めるところにより、当該揮発油を販売する施設又は設備に、当該揮発油が標準揮発油の基準に適合することを示す表示を掲示することができる。

2 何人も、前項に規定する場合を除くほか、同項の規定による表示又はこれと紛らわしい表示をしてはならない。

3 通商産業大臣は、前項の規定に違反した者があるときは、その者に対し、表示の除去、表示方法の改善その他の必要な措置をとるべきことを指示することができる。

4 通商産業大臣は、前項の規定による指示をした場合において、その指示を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

5 通商産業大臣は、第三項の規定による指示を受けた者が、前項の規定によりその指示に従わなかった旨公表された後において、なお、正当な理由がなくその指示に係る措置をとらなかつた場合において、当該指示を受けた者が第二項に違反する行為を引き続きするおそれがあると認めるときは、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第二節 軽油の品質の確保

(規格に適合しない軽油の販売の禁止等)

第十七条の七 軽油販売業者は、軽油の規格として通商産業省令で定めるもの(以下「軽油規格」という。)に適合しない物を、自動車の燃料用の軽油(軽油と同じ用途に用いることができる石油製品であつて通商産業省令で定めるものを含む。)として消費者に販売してはならない。

2 第十七条の二及び前条の規定は、軽油販売業者に準用する。この場合において、第十七条の二第一項中「第十三条」とあるのは「第十七条の七第一項」と、前条第一項中「揮発油の基準」として通商産業省令で定めるもの(以下「標準揮発油の基準」という。)とあるのは「軽油の基準」として通商産業省令で定めるもの(以下「標準軽油の基準」という。)と読み替えるものとする。

(軽油生産業者、軽油輸入業者等の義務)

第十七条の八 第十七条の三の規定は、原油又は石油製品を精製して軽油を生産する事業を行う者(以下「軽油生産業者」という。)に準用する。この場合において、同条第一項中「揮発油規格」とあるのは、「軽油規格」と読み替えるものとする。

2 第十七条の四第一項及び第三項から第五項までの規定は、軽油の輸入の事業を行う者(以下「軽油輸入業者」という。)に準用する。この場合において、同条第一項中「揮発油規格」とあるのは「軽油規格」と、「揮発油生産業者」とあるのは「軽油生産業者」と読み替えるものとする。

3 第十七条の四第二項及び第三項の規定は、軽油以外の石油製品を輸入する事業を行う者に準用する。この場合において、同条第二項中「揮発油以外」とあるのは「軽油以外」と、「揮発油規格」とあるのは「軽油規格」と、「揮発油生産業者」とあるのは「軽油生産業者」と読み替えるものとする。

読み替えるものとする。

4 第十七条の五の規定は、第一項において準用する第十七条の三第一項、第二項において準用する第十七条の四第一項又は前項において準用する同条第二項の規定により確認を行うべき者に準用する。

第三節 灯油の品質の確保

(規格に適合しない灯油の販売の禁止等)

第十七条の九 灯油販売業者は、灯油の規格として通商産業省令で定めるもの(以下「灯油規格」という。)に適合しない物を、屋内燃焼燃料用の灯油(灯油と同じ用途に用いることができる石油製品であつて通商産業省令で定めるものを含む。)として消費者に販売してはならない。

2 第十七条の二及び第十七条の六の規定は、灯油販売業者に準用する。この場合において、第十七条の二第一項中「第十三条」とあるのは「第十七条の九第一項」と、第十七条の六第一項中「自動車の燃料用の揮発油の基準」として通商産業省令で定めるもの(以下「標準揮発油の基準」という。)とあるのは「屋内燃焼燃料用の灯油の基準」として通商産業省令で定めるもの(以下「標準灯油の基準」という。)と読み替えるものとする。

(灯油生産業者、灯油輸入業者等の義務)

第十七条の十 第十七条の三の規定は、原油又は石油製品を精製して灯油を生産する事業を行う者(以下「灯油生産業者」という。)に準用する。この場合において、同条第一項中「自動車の燃料」とあるのは「屋内燃焼燃料」と、「揮発油規格」とあるのは「灯油規格」と読み替えるものとする。

2 第十七条の四第一項及び第三項から第五項までの規定は、灯油の輸入の事業を行う者(以下「灯油輸入業者」という。)に準用する。この場合において、同条第一項中「自動車の燃料」とあるのは「屋内燃焼燃料」と、「揮発油規格」とあるのは「灯油規格」と、「揮発油生産規格」とあるのは「灯油規格」と、「揮発油生産業者」とあるのは「灯油生産業者」と読み替えるものとする。

3 第十七条の四第二項及び第三項の規定は、灯油以外の石油製品を輸入する事業を行う者に準用する。この場合において、同条第二項中「揮発油以外」とあるのは「灯油以外」と、「揮発油規格」とあるのは「灯油規格」と、「揮発油生産業者」とあるのは「灯油生産業者」と読み替えるものとする。

業者」とあるのは「灯油生産業者」と読み替えるものとする。

3 第十七条の四第二項及び第三項の規定は、灯油以外の石油製品を輸入する事業を行う者に準用する。この場合において、同条第二項中「揮発油以外」とあるのは「灯油以外」と、「自動車の燃料」とあるのは「屋内燃焼燃料」と、「揮発油規格」とあるのは「灯油規格」と、「揮発油生産業者」とあるのは「灯油生産業者」と読み替えるものとする。

4 第十七条の五の規定は、第一項において準用する第十七条の三第一項、第二項において準用する第十七条の四第一項又は前項において準用する同条第二項の規定により確認を行うべき者に準用する。

第十八条第三項中「審議会」を「政令で定める審議会」に改める。

第十九条を削る。

第十九条の二第二項中「揮発油の下に」、「軽油又は灯油を加え、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加え、同条を第十九条とする。

2 揮発油生産業者、軽油生産業者、灯油生産業者及び第十七条の四第二項(第十七条の八第三項又は第十七条の十第三項において準用する場合を含む。)の規定により確認を行うべき者は、通商産業省令で定めるところにより、その業務に関する帳簿を備え、揮発油、軽油又は灯油の品質の確認に関する事項その他の通商産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

3 揮発油輸入業者、軽油輸入業者及び灯油輸入業者は、通商産業省令で定めるところにより、その業務に関する帳簿を備え、揮発油、軽油又は灯油の品質の確認に関する事項その他の通商産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

4 第十七条の六第一項(第十七条の七第二項又は第十七条の九第二項において準用する場合

合を含む。の規定により表示を行う揮発油販売業者、軽油販売業者及び灯油販売業者は、その業務に関する帳簿を備え、その販売する揮発油、軽油又は灯油の品質の確認に関する事項その他の通商産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

第二十条第二項中「特定揮発油卸売業者」を「軽油販売業者、灯油販売業者、揮発油生産業者、軽油生産業者、灯油生産業者、揮発油輸入業者、軽油輸入業者、灯油輸入業者、第十七条の四第二項（第十七条の八第三項又は第十七条の十第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により確認を行うべき者」に改め、同条第二項中「揮発油販売業者」の下に、「軽油販売業者、灯油販売業者、揮発油生産業者、軽油生産業者、灯油生産業者、揮発油輸入業者、軽油輸入業者、灯油輸入業者、第十七条の四第二項（第十七条の八第三項又は第十七条の十第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により確認を行うべき者」を加える。

第二十一条第二項中「第十七条の十二」を「第十七条の二十」に改める。

第二十二條の次に次の一条を加える。

（経過措置）
第二十二條の二 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第二十四条中「三十万円」を「一年以下の懲役又は百万円に改め、第三号を削る。

第二十七條中「三万円」を「十万円」に改め、同条第一号中「第十七条の五第二項又は第十七条の九」を「第十七条の十四第二項又は第十七条の十八」に改め、同条を第二十九條とする。

第二十六條中「前二条」を「第二十四条から前条まで」に、「刑」を「罰金刑」に改め、同条を第二十八條とする。

第二十五条中「十万円」を「二十万円」に改め、同条第一号中「又は第三号」を「に掲げる給油所の所在地又は同項第三号」に改め、同条第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同条第二号中「第十九条の二第二項又は第二項」を「第十九条第一項から第五項まで」に改め、同条を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加え、同条を第二十七條とする。

第二十七條の四第四項（第十七条の八第二項又は第十七条の十第二項において準用する場合を含む。）若しくは第五項（第十七条の八第二項又は第十七条の十第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第二十五条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条、第十七条の七第一項又は第十七条の九第一項の規定に違反して販売した者

二 第十七条の三第一項（第十七条の八第一項又は第十七条の十第一項において準用する場合を含む。）又は第十七条の四第一項（第十七条の八第二項又は第十七条の十第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二項（第十七条の八第三項又は第十七条の十第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して確認を行わずに販売又は消費した者

第二十六条 第十七条の六第五項（第十七条の七第二項又は第十七条の九第二項において準用する場合を含む。）又は第十七条の十五第二項の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

附則
（施行期日）

第一条 この法律は、平成八年四月一日から施行する。ただし、第二条中石油備蓄法第六条、第

十條の三及び第十六條の改正規定並びに附則第三條、第四條及び第八條の規定は、平成八年二月一日から施行する。

（特定石油製品輸入暫定措置法の廃止に伴う経過措置）
第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による廃止前の特定石油製品輸入暫定措置法第三条の規定による登録を受け、又は登録の申請を行っている者については、この法律の施行の日、当該登録に係る特定石油製品（同法第二条に規定する石油製品をいう。）について、石油業法（昭和三十七年法律第百二十八号）第十二条第一項の規定による届出をしたものとみなす。

第三条 平成八年二月に届け出なければならない指定石油製品の生産量、石油の販売量若しくは輸入量又は石油ガスの輸入量についての第二条の規定による改正後の石油備蓄法（以下「新備蓄法」という。）第六条第一項及び第十條の三第一項の規定の適用については、これらの規定中「前月」とあるのは、「直前の十二箇月」とする。

2 平成八年二月一日から同年三月三十一日までの間は、新備蓄法第六条第一項及び第十條の三第一項の規定の適用については、これらの規定中「以下この章において」とあるのは、「次項において」とする。

第四条 平成八年においては、通商産業大臣は、第二条の規定による改正前の石油備蓄法（以下「旧備蓄法」という。）第七条第一項及び第十條の四第一項の規定にかかわらず、これらの規定による基準備蓄量を通知しないものとする。

（揮発油販売業法の一部改正に伴う経過措置）
第五条 この法律の施行の際現に存する第三条の規定による改正前の揮発油販売業法（以下「旧揮発油販売業法」という。）第六條第二項の指定地区については、当該地区が指定を受けている期間内に限り、旧揮発油販売業法第五条、第六條第二項から第六項まで、第八條及び第十九條の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を

有する。この場合において、旧揮発油販売業法第六條第五項（旧揮発油販売業法第八條第二項において準用する場合を含む。）の規定により申請を拒否する場合には、当該拒否は、第三条の規定による改正後の揮発油等の品質の確保等に関する法律（以下「品質確保法」という。）第二十二條の規定の適用については、品質確保法に基づいてなされた処分とみなす。

第六条 この法律の施行の際現に旧揮発油販売業法第四條第一項第二号に掲げる事項のうち給油設備の規模に関して旧揮発油販売業法第八條第一項の規定による変更登録の申請を行っている者については、この法律の施行の日、品質確保法第八條第三項の規定による届出をしたものとみなす。ただし、当該変更登録の申請がこの法律の施行の際現に存する旧揮発油販売業法第六條第二項の指定地区に係るものであるときは、この限りでない。

（処分等の効力の引継ぎ）
第七条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、旧備蓄法又は旧揮発油販売業法の規定によつてした処分、手続その他の行為は、それぞれ新備蓄法又は品質確保法の相当規定によつてしたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）
第八条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。）

（石油業法の一部改正）
第九条 石油業法の一部を次のように改正する。

第十三條中「揮発油販売業法」を「揮発油等の品質の確保等に関する法律」に、「第二條第二項」を「第二條第三項」に、「行なおう」を「行おう」に改める。

（登録免許税法の一部改正）
第十条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第三十三号の二を削り、同表第三十

三号の三中「揮発油販売業法」を「揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第八十八号）」に改め、同号を同表第三十三号の二とする。

（地価税法の一部改正）

第十一条 地価税法（平成三年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二第四号中「揮発油販売業法」を「揮発油等の品質の確保等に関する法律」に、「第二条第一項を「第二条第二項」に改め、同表第七号中「第七条第二項」を「第七条第一項」に、「第十条の四第二項」を「第十条の四第一項」に改める。

（通商産業省設置法の一部改正）

第十二条 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

理由

国内におけるより効率的なエネルギー供給への要請の高まり、国際石油市場の発達等の石油製品供給をめぐる経済的社会的環境の変化にかんがみ、石油製品の安定的かつ効率的な供給を確保するため、緊急時における供給を確保するとともに、石油製品の品質を適正に管理しつつ、我が国石油製品市場の国際化と国内流通の効率化を進めるための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

電気事業法の一部を改正する法律案

電気事業法の一部を改正する法律

電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 電気事業

第一節 事業の許可（第三条・第十七条）

第一類第九号 商工委員会議第五号 平成七年三月十五日

第二節 業務

第一款 供給（第十八条・第二十七条）

第二款 広域的運営（第二十八条・第二十九）

第三款 監督（第三十条・第三十三条）

第三節 会計及び財務（第三十四条・第三十七）

第三章 電気工作物

第一節 定義（第三十八条）

第二節 事業用電気工作物

第一款 技術基準への適合（第三十九条・第四十一条）

第二款 自主的な保安（第四十二条・第四十八）

第三款 工事計画及び検査（第四十七条・第五十五）

第三節 一般用電気工作物（第五十六条・第五十七）

第四章 土地等の使用（第五十八条・第六十六）

第五章 指定検査機関、指定試験機関及び指定調査機関

第一節 指定検査機関（第六十七条・第八十一条）

第二節 指定試験機関（第八十二条・第八十八）

第三節 指定調査機関（第八十九条・第九十二条）

第六章 電気事業審議会（第九十三条・第九十九）

第七章 雑則（第一百条・第一百四十四）

第八章 罰則（第一百五十五条・第一百二十三）

附則

第二条を次のように改める。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 一般電気事業 一般の需要に応じ電気を供給する事業をいう。

二 一般電気事業者 一般電気事業を営むことについて次条第一項の許可を受けた者をいう。

三 卸電気事業 一般電気事業者がその一般電気事業の用に供するための電気を供給する事業であつて、その事業の用に供する電気工作物が通商産業省令で定める要件に該当するものをいう。

四 卸電気事業者 卸電気事業を営むことについて次条第一項の許可を受けた者をいう。

五 特定電気事業 特定の供給地点における需要に応じ電気を供給する事業をいう。

六 特定電気事業者 特定電気事業を営むことについて次条第一項の許可を受けた者をいう。

七 電気事業 一般電気事業、卸電気事業及び特定電気事業をいう。

八 電気事業者 一般電気事業者、卸電気事業者及び特定電気事業者をいう。

九 卸供給 一般電気事業者に対するその一般電気事業の用に供するための電気の供給（振替供給を除く。）であつて、通商産業省令で定めるものをいう。

十 卸供給事業者 卸供給を行う事業を営む者（一般電気事業者及び卸電気事業者を除く。）をいう。

十一 振替供給 他の者から受電した者が、同時に、その受電した場所以外の場所において、当該他の者に、その受電した電気の量に相当する量の電気を供給することをいう。

十二 電気工作物 発電、変電、送電若しくは配電又は電気の使用のために設置する機械、器具、ダム、水路、貯水池、電線路その他の工作物（船舶、車両又は航空機に設置されるものその他の政令で定めるものを除く。）をいう。

2 一般電気事業者が他の一般電気事業者又は自らの供給区域内に供給地点を有する特定電気事業者にその一般電気事業又は特定電気事業の用に供するための電気を供給する事業を営むときは、その事業は、一般電気事業とみなす。

3 卸電気事業者が営む一般電気事業者がその一般電気事業の用に供するための電気を供給する事業は、卸電気事業とみなす。

第三十二条第二項中「及び卸電気事業」を、「卸電気事業及び特定電気事業」に、「行なう」を「行う」に改める。

第四十四条第一項第二号中「又は供給」を、「供給」に、「及び」を「又は」に改める。

第五十五条中「各号」を「各号のいずれにも」に改め、同条第一号中「又は一般電気事業者」を、「一般電気事業の需要又は供給地点における」に改め、同条第四号及び第五号を削り、同条第六号中「その他その電気事業」を「前各号に掲げるもののほか、一般電気事業及び卸電気事業にあつては、その事業」に、「その他公共」を「その他の公共」に、「であり、かつ」を「かつ適切であること、特定電気事業にあつては、その事業の開始が公共の利益に照らして」に改め、同条第七号とし、同条第三号を同条第五号とし、同条の次に次の一号を加える。

六 特定電気事業でその供給地点が一般電気事業者の供給区域内にあるものにあつては、その事業の開始によつて当該一般電気事業者の供給区域内の電気の使用者の利益が阻害されるおそれがないこと。

第五十五条第二号中「一般電気事業の下に」又は「特定電気事業」を、「供給区域の下に」又は「供給地点を加え、同号を同条第四号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

二 その電気事業を適確に遂行するに足る経理的基礎及び技術的能力があること。

三 その電気事業の計画が確実であること。

第六十二条第二号中「又は供給」を、「供給」に、「及び」を「又は」に改める。

第七条の見出しを「（事業の開始の義務）」に改め、同条第一項中「八年」の下に「（特定電気事業者にあつては、三年）」を加え、前条第二項第四

又は前条第四項の規定により選択約款の届出したときを^{加え}、「供給規程を」を「供給約款又選択約款を」に改める。

第二十一条の前の見出しを「一般電気事業者の供給約款等による供給の義務」に改め、同条中「供給約款」を「供給約款」に、「変更後の供給規程」を「その変更後のもの」又は「第十九条第四項の規定による届出した選択約款」に改め、「供給条件により」の下に、「一般の需要に応じ」を加え、「第二十五条第一項の許可に係る契約により供給する」を「振替供給を行う」に、「供給規程」を「その供給約款又は選択約款」に、「変更後の料金その他の供給条件」を「その変更後のもの」に改める。

第二十二条に見出しとして「(卸供給の供給条件)」を付し、同条第一項中「電気事業者は」を「一般電気事業者、卸電気事業者又は卸供給事業者は」に、「変更後の料金その他の供給条件」を「その変更後のもの」に、「一般電気事業者は」を「一般電気事業者の用に供するための電気を供給しては」を「卸供給を行つては」に改め、ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 一般電気事業者が実施する入札第三項の規定による公表があつたものに限り、これに準じて落札した供給条件により卸供給を行うとき。

二 供給条件を定め難い特別の事情がある場合において、通商産業大臣が期限を付して承認したとき。

第二十二条第二項後段を削り、同条に次の三項を加える。

3 卸供給を受けようとする一般電気事業者は、その卸供給を行う者及びその供給条件を入札により決定しようとする場合において、その入札の実施の方法が通商産業省令で定める要件に該当するものであるときは、その旨を、通商産業省令で定めるところにより、公表することができる。

4 一般電気事業者は、前項の規定による公表をしたときは、同項の通商産業省令で定める要件に該当する方法により、その入札を実施しな

なければならない。

5 第一項第一号の場合は、その卸供給を行う一般電気事業者、卸電気事業者又は卸供給事業者は、その供給条件を、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣に届け出なければならない。

第二十三条の見出しを「(供給約款等に関する命令及び処分)」に改め、同条第一項中「電気事業者」を「一般電気事業者、卸電気事業者又は卸供給事業者」に、「供給規程」を「供給約款」に、「変更後」を「その変更後」に改め、同条第二項中「供給規程」を「供給約款」に改める。

第二十五条を削る。

第二十四条の見出しを「(供給区域外の供給)」に改め、同条第一項中「供給地点」を「供給する場所」に、「次条第一項の許可に係る契約により供給する」を「振替供給(一般電気事業者又は特定電気事業者の用に供するための電気に係るものに限る)」を行うに改め、同条第二項中各号に「各号のいづれにも」に改め、同項第二号中「行なわれる」を「行われる」に、「行なう」を「行う」に改め、同項に次の一号を加え、同条を第二十五条とする。

三 その供給が特定電気事業者の事業開始地点における需要に応じ行われるものでないこと。

第二十三条の次に次の三項を加える。

(特定電気事業者の供給条件)

第二十四条 特定電気事業者は、電気の料金その他の供給条件を定め、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 通商産業大臣は、前項の規定による届出に係る料金その他の供給条件が次の各号のいづれかに該当しないことを認めるときは、当該特定電気事業者に対し、相当の期限を定め、その料金その他の供給条件を変更すべきことを命ずることができる。

一 料金が定率又は定額をもつて明確に定めら

れていること。

二 特定電気事業者及び電気の使用者の責任に関する事項並びに電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に關する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

三 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

四 社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、電気の使用者の利益を阻害するおそれがあるものでないこと。

3 特定電気事業者は、第一項の規定による届出をした料金その他の供給条件を、その実施の日までに、その供給地点において周知させるための措置をとらなければならない。

4 特定電気事業者は、第一項の規定による届出をした料金その他の供給条件以外の供給条件により、その供給地点における需要に応じ電気を供給してはならない。ただし、振替供給を行うときは、この限りでない。

(補充供給契約)

第二十四条の二 一般電気事業者は、その供給区域内に供給地点を有する特定電気事業者と補充供給契約(事故その他の通商産業省令で定める事由により、特定電気事業者がその特定電気事業者の用に供する電気が不足が生じた場合に、その特定電気事業者に対して、その不足する電気の供給(振替供給を除く)を行うことを約する契約をいう。以下同じ)を締結しようとするときは、その供給に係る料金その他の供給条件について、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 第十九条第二項の規定は、前項の認可に準用する。

3 通商産業大臣は、補充供給契約に関して、一般電気事業者とその他の供給区域内に供給地点を有する特定電気事業者との間で協議をすることができず、又は協議が調わない場合で、その供給地点の電気の使用者の利益が阻害されるおそれ

があるとき、当該一般電気事業者及び特定電気事業者に対して、料金その他の供給条件を指示して、補充供給契約を締結すべきことを命ずることができる。

4 前項の規定による命令があつたときは、その命令を受けた一般電気事業者は、同項の規定による指示に係る料金その他の供給条件について、第一項の認可を受けたものとみなす。

5 第二十三条の規定は、第一項の認可を受けた料金その他の供給条件(前項の規定により第一項の認可を受けたものとみなされたものを含む。)に準用する。

(振替供給)

第二十四条の三 通商産業大臣が指定する電気事業者(以下「指定電気事業者」という。)は、振替供給(一般電気事業者又は特定電気事業者の用に供するための電気に係るものであつて、通商産業省令で定めるところに限る。以下この条において同じ)に係る料金その他の供給条件について振替供給約款を定め、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定電気事業者は、前項の規定による届出をした振替供給約款以外の供給条件により振替供給を行つてはならない。ただし、振替供給約款により難い特別の事情がある場合において、通商産業大臣が承認したときは、この限りでない。

3 通商産業大臣は、公共の利益の増進に支障があると認めるときは、指定電気事業者に対し、相当の期限を定め、その振替供給約款を変更すべきことを命ずることができる。

4 指定電気事業者は、第一項の規定による届出をしたときは、通商産業省令で定めるところにより、その振替供給約款を公表しなければならない。

5 通商産業大臣は、指定電気事業者が正当な理由なく振替供給を拒んだときは、その指定電気

事業者に対し、振替供給を行うべきことを命ずることができる。

第二十六條第一項中「一般電気事業者を」を「電気事業者（卸電気事業者を除く。以下この条において同じ。）に改め、同条第二項中「一般電気事業者を」を「電気事業者」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 通商産業大臣は、電気事業者の供給する電気の電圧又は周波数の値が前項の通商産業省令で定める値に維持されていないため、電気の使用の利益を阻害していると認めるときは、電気事業者に対し、その値を維持するため電気工作物の修理又は改造、電気工作物の運用の方法の改善その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第二十七條中「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、「一般電気事業者」の下に「若しくは特定電気事業者」を加える。

第二十八條中「あたりを」を「当たり」に改め、「資する」の下に「卸供給事業者の能力を適切に活用しつつ」を加える。

第二十九條の見出しを「（供給計画）」に改め、同条第一項中「通商産業大臣が指定する」を削り、「以下「指定電気事業者」というを「特定電気事業者を除く。以下この条において同じ。」の二年間について電気工作物の施設計画及び電気の供給計画を、通商産業省令で定める期間における電気の供給並びに電気工作物の設置及び運用についての計画（以下「供給計画」という。）に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「指定電気事業者を」を「電気事業者」に改め、「電気工作物の施設計画又は電気の」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項中「電気工作物の施設計画又は電気の」を削り、「指定電気事業者を」を「電気事業者」に、その施設計画又は「を」を「その」に改め、同項を同条第三項とし、同条に次の一項を加える。

4 通商産業大臣は、前項の規定による勧告をした場合において特に必要があり、かつ、適切であると認めるときは、電気事業者に対し、次の

事項を命ずることができる。ただし、第三号の事項は、卸電気事業者に対しては、命ずることができない。

一 一般電気事業者に電気を供給すること。

二 振替供給を行うこと。

三 電気の供給を受けること。

四 電気事業者が電気工作物を貸し渡し、若しくは電気事業者から電気工作物を借り受け、又は電気事業者と電気工作物を共用すること。

第三十條を削る。

第三十一條中、前条に規定する場合のほかを削り、「場合に一般電気事業者」の下に「又は特定電気事業者」を加え、「すみやかに」を行なわなければならない。一般電気事業者が第六十七條第一項の規定による調査若しくは同条第二項の規定による通知をせず、又はその調査若しくは通知の方法が適当でないを「速やかに行わない」に改め、「ときは、一般電気事業者」の下に「又は特定電気事業者」を加え、第二章第二節第三款中同条を第三十條とする。

第三十二條第一項中、「第二十九條第四項の規定による勧告をした場合において特に必要があり、かつ、適切であると認めるときは指定電気事業者に対し」を削り、「第二号の規定による命令」を「第三号の事項」に、「するを」を「命ずる」に改め、同項第一号中「一般電気事業者」の下に「又は特定電気事業者」を加え、同項中第四号及び第五号を削り、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加え、同条を第三十一條とする。

二 電気事業者が振替供給を行うこと。

第三十三條を第三十二條とし、第三十四條を第三十三條とする。

第二章第三節中第三十五條を第三十四條とし、第三十六條を第三十五條とし、第三十七條を削り、第三十八條を第三十六條とし、第三十九條を削る。

第三章を削る。

第二章第五節中第六十五條の次に次の一条を加える。

（準用）

第六十六條 第六十一條第三項、第六十二條及び第六十三條の規定は、自家用電気工作物を設置する者に準用する。この場合において、第六十一條第三項中「電線路を著しく損壊して電気の供給に重大な支障を生じ、又は火災その他の災害を生じ公共の安全を阻害する」とあるのは、「火災その他の災害を生じ公共の安全を阻害する」と読み替えるものとする。

第二章第四節第一款を削る。

第四十條を第三十七條とし、同条の次に次の章名及び一節を加える。

第三章 電気工作物

第一節 定義

第三十八條 この法律において「一般用電気工作物」とは、次に掲げる電気工作物をいう。ただし、小出力発電設備以外の発電用の電気工作物と同一の構内（これに準ずる区域を含む。以下同じ。）に設置するもの又は爆発性若しくは引火性の物が存在するため電気工作物による事故が発生するおそれが多い場所であつて、通商産業省令で定めるものに設置するものを除く。

一 他者から通商産業省令で定める電圧以下の電圧で受電し、その受電の場所と同一の構内においてその受電に係る電圧を使用するための電気工作物（これと同一の構内に、かつ、電氣的に接続して設置する小出力発電設備を含む。）であつて、その受電のための電線路以外の電線路によりその構内以外の場所にある電気工作物と電氣的に接続されていないもの

二 構内に設置する小出力発電設備（これと同一の構内に、かつ、電氣的に接続して設置する電圧を使用するための電気工作物を含む。）であつて、その発電に係る電圧を前号の通商産業省令で定める電圧以下の電圧で他の者がその構内において受電するための電線路以外

の電線路によりその構内以外の場所にある電気工作物と電氣的に接続されていないもの
三 前二号に掲げるものに準ずるものとして通商産業省令で定めるもの

2 前項において「小出力発電設備」とは、通商産業省令で定める電圧以下の電気の発電用の電気工作物であつて、通商産業省令で定めるものというものとする。

3 この法律において「事業用電気工作物」とは、一般用電気工作物以外の電気工作物をいう。

4 この法律において「自家用電気工作物」とは、電気事業の用に供する電気工作物及び一般用電気工作物以外の電気工作物をいう。

「第四節 電気工作物
第一款 工事計画及び検査」を削る。

第四十七條の三を削り、第四十七條の二の次に次の一節を加える。

第三節 一般用電気工作物
（技術基準適合命令）

第五十六條 通商産業大臣は、一般用電気工作物が通商産業省令で定める技術基準に適合していないと認めるときは、その所有者又は占有者に対し、その技術基準に適合するように一般用電気工作物を修理し、改造し、若しくは移転し、若しくはその使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限することができる。

2 第三十九條第二項（第三号及び第四号を除く。）の規定は、前項の通商産業省令に準用する。

（調査の義務）

第五十七條 一般用電気工作物において使用する電圧を供給する者（以下この条、次条及び第八十九條第一項において「電気供給者」という。）は、通商産業省令で定めるところにより、その供給する電圧を使用する一般用電気工作物が前条第一項の通商産業省令で定める技術基準に適合しているかどうかを調査しなければならない。ただし、その一般用電気工作物の設置の場所に立ち入ることにつき、その所有者又は占有者の承諾を得ることができないときは、この限

りでない。

2 電気供給者は、前項の規定による調査の結果、一般用電気工作物が前条第一項の通商産業省令で定める技術基準に適合していないと認めるときは、遅滞なく、その技術基準に適合するようにするためとるべき措置及びその措置をとらなかつた場合に生ずべき結果をその所有者又は占有者に通知しなければならない。

3 通商産業大臣は、電気供給者が第一項の規定による調査若しくは前項の規定による通知をせず、又はその調査若しくは通知の方法が適当でないときは、その電気供給者に対し、その調査若しくは通知を行い、又はその調査若しくは通知の方法を改善すべきことを命ずることができ

4 電気供給者は、帳簿を備え、第一項の規定による調査及び第二項の規定による通知に関する業務に関し通商産業省令で定める事項を記載しなければならない。

5 前項の帳簿は、通商産業省令で定めるところにより、保存しなければならない。

(調査業務の委託)

第五十七條の二 電気供給者は、通商産業大臣が指定する者(以下「指定調査機関」という。)に、当該指定調査機関に係る第八十九條第二項の調査区域(第九十一條第一項の認可又は同条第二項の規定による届出に係る変更があつたときは、その変更後のもの)の全部又は一部におけるその電気供給者が供給する電気を使用する一般用電気工作物について、その一般用電気工作物が第五十六條第一項の通商産業省令で定める技術基準に適合しているかどうかを調査すること並びにその調査の結果その一般用電気工作物がその技術基準に適合していないときは、その技術基準に適合するようにするためとるべき措置及びその措置をとらなかつた場合に生ずべき結果をその所有者又は占有者に通知すること(以下「調査業務」という。)を委託することができる。

2 電気供給者は、前項の規定により指定調査機関に調査業務を委託したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。委託に係る契約が効力を失つたときも、同様とする。

3 前条第一項の規定は、電気供給者が第一項の規定により指定調査機関に調査業務を委託しているときは、その委託に係る一般用電気工作物については、適用しない。

第四十七條の二 第四十三條第一項、第四十六條第一項若しくは第三項又は前条を、第四十九條第一項、第五十二條第一項又は前条第一項に改め、同条に次の一項を加え、同条を第五十五條とする。

2 第五十條の規定は、指定検査機関が第四十九條第一項に規定する事業用電気工作物について同項の検査を行った場合に準用する。この場合において、第五十條第一項中「通商産業大臣」とあるのは「指定検査機関」と、「仮合格とすることができ」とあるのは「仮合格とすることができ。この場合において、当該指定検査機関は、あらかじめ通商産業大臣の承認を受けなければならない」と読み替へるものとする。

第四十七條中「電気事業者は、電気事業の用に供する発電用のボイラー、タービンその他の通商産業省令で定める電気工作物であつて、通商産業省令で定める圧力以上の圧力を加えられる部分があるもの並びに電気事業の用に供する」を「耐圧工作物であつて通商産業省令で定めるもの(以下「特定耐圧工作物」という。)並びに」に、「附属設備であつて」を「附属設備であつて」に改め、「ついで」の下に、「これらを設置する者は」を加え、「行なう」を「行」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第五十四條とする。

2 特定耐圧工作物を設置する者は、その使用の開始の後遅滞なく(耐圧工作物がその使用の開始後に特定耐圧工作物に該当することとなつた場合にあつては、その該当することとなつた後遅滞なく)、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。ただし、通商産業省令で定める場合は、この限りでない。

第四十六條第一項中「又は」を「若しくは」に改め、「あつて溶接をするもの」の下に「又は耐圧部分について溶接をしたボイラー等若しくは溶接をした格納容器等であつて輸入したもの」を加え、「溶接の工程」とを「とる」とに改め、「第三項に定める場合及び」を削り、同条第二項中「次の各号」を「通商産業省令で定める技術基準」に改め、各号を削り、同条第三項及び第四項を削り、同条を第五十二條とし、同条の次に次の一条を加える。

(自家用電気工作物の使用の開始)
第五十三條 自家用電気工作物を設置する者は、その自家用電気工作物の使用の開始の後、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。ただし、第四十七條第一項の認可又は同条第四項若しくは第四十八條第一項の規定による届出に係る自家用電気工作物を使用する場合及び通商産業省令で定める場合は、この限りでない。

第四十五條を第五十一條とする。
第四十四條第一項中「電気工作物」を「事業用電気工作物」に、「行なつた」を「行つた」に改め、同条第二項中「電気工作物」を「事業用電気工作物」に改め、同条を第五十條とする。

第四十三條第一項中「第一項」を「第四十七條第一項」に、「電気工作物」を「事業用電気工作物」に改め、「除く」の下に「であつて、通商産業省令で定めるもの」を加え、「工事の工程」とを「とる」とに改め、同条第二項中「電気工作物」を「事業用電気工作物」に、「各号」を「各号のいずれにも」に改め、同条第一号中「第四十一條第一項」を「第四十七條第一項」に、「行なわれ」を「行われた」に改め、同条第二号中「第四十八條第一項」を「第三十九條第一項」に改め、同条を第四十九條とする。

第四十二條第一項中「電気事業者は、通商産業省令で定める場合を除き、電気事業の用に供する

電気工作物」を「事業用電気工作物」に改め、「変更の工事」の下に「(前条第一項の通商産業省令で定めるものを除く)」を加え、「前条第一項の」及び「以外のものを削り、」ときは「を」に改め、同条第三項中「規定に適合して」を「いづれにも適合して」に改め、同条第四項中「規定に適合して」を「いづれかに適合して」に改め、「電気事業者」を「その届出をした者」に改め、同条を第四十八條とする。

第四十一條第一項中「電気事業者は、電気事業の用に供する」を削り、「電気工作物」を「事業用電気工作物」に、「しようとするとき」を「しようとする者」に改め、同条第二項中「電気事業者は、前項の」を「前項の認可を受けた者は、その」に改め、同条第三項中「各号」を「各号のいずれにも」に改め、第一号を削り、同条第二号中「電気工作物」を「事業用電気工作物」に、「第四十八條第一項」を「第三十九條第一項」に改め、同条を同項第一号とし、同項第三号を削り、同項第四号中「電気工作物」を「事業用電気工作物」に改め、同条を同項第二号とし、同項に次の一号を加える。

三 事業用電気工作物が電気事業の用に供される場合にあつては、その事業用電気工作物が電気の円滑な供給を確保するため技術上適切なものであること。
第四十一條第四項中「電気事業者」を「事業用電気工作物を設置する者」に改め、同条第五項中「電気事業者」を「第一項の認可を受けた者」に改め、同条を第四十七條とし、同条の前に次の節名、二款及び款名を加える。

第二節 事業用電気工作物

第一款 技術基準への適合

(事業用電気工作物の維持)

第三十九條 事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物を通商産業省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。
2 前項の通商産業省令は、次に掲げるところに

平成七年三月十五日

3 通商産業大臣は、前項において準用する第三十二條第一項の裁定をしようとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ関係大臣に協議しなければならない。

5 事業用電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者は、主任技術者がその保安のためにす

し定める。

巴に改める。

定試験事務」を「試験事務」に、「三十万円」を「百万

第百七十七条の三(中)第八十五条の二十四を「第八十五条に、「三十万円を「百万円」に改める。第百八十八条中「三十万円」を「百万円」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二 第十九条第五項、第二十四条第二項、第二十四条の三第三項若しくは第五項、第二十六条第二項、第二十九条第四項、第三十条、第三十一条第一項、第五十七条第三項又は第九十二条第二項の規定による命令に違反した者第百八十八条第三号中又は第二十四条第一項を「第二十四条第四項、第二十四条の三第二項又は第二十五条第一項」に改め、同条第四号及び第五号を削り、同条第七号中第五十三条第一項又は第七十二条第一項を「第四十三條第一項」に改め、同号を同条第八号とし、同条第六号中「第四十九條(第七十四條第二項)において準用する場合を含む。」を「第四十條」に改め、同号を同条第七号とし、同条第三号の次に次の三号を加える。

四 第二十二條第四項の規定に違反して入札を実施した者
五 第二十四條の二第一項の規定に違反して補充供給契約を締結し、又は変更した者
六 第二十四條の二第三項の規定による命令に違反して補充供給契約の締結を拒み、妨げ、又は忌避した者
第百八十八條に次の一号を加える。

九 第四十七條第一項の規定に違反して電気工作物の設置又は変更の工事をした者
第百九十九條中「十万円」を「百万円」に改め、同条第三号中「第四十二條第四項又は第七十一條第四項」を「第四十八條第四項」に改め、同条第四号中「第四十三條第一項(第七十四條第一項)において準用する場合を含む。」、第四十五條第一項を「第四十九條第一項、第五十一條第一項」に、「第四十六條第一項若しくは第三項」を「第五十二條第一項」に改める。

第百九十九條の二中「十万円」を「三十万円」に改め、同条第一号中「第八十五条の八」第八十五条の

二十八第一項を「第七十三條(第八十八條第一項)に、「特定試験事務」を「試験事務」に改め、同条第二号中「第八十五条の十五」第一項(第八十五条の二十八第一項)を「第八十條第一項(第八十八條第一項)に、「同項」を「第八十條第二項」に改め、同条第三号中「第八十五条の十五」第二項(第八十五条の二十八第一項)を「第八十條第二項(第八十八條第一項)に改める。

第百二十條中「三十万円」を「三十万円」に改め、第一号を次のように改める。

一 第七條第四項(第八條第三項)において準用する場合を含む。)、第九條第一項、第十一條第二項、第二十二條第五項、第二十四條の三第一項、第二十九條第一項若しくは第二項、第四十二條第一項若しくは第二項、第四十三條第三項、第四十七條第四項若しくは第五項又は第五十七條の二第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
第百二十條中第六号及び第九号を削り、第十号を第十二号とし、同条第八号中「第六十七條五項(第八十五條)において準用する場合を含む。」を「第五十七條第五項又は第九十二條の三において準用する第八十條第二項」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第七号中「第六十七條第四項(第八十五條)において準用する場合を含む。」及び「同項」を「第五十七條第四項又は第九十二條の三において準用する第八十條第一項」に改め、同号を同条第十号とし、同条第五号中「第四十七條(第七十四條第二項)において準用する場合を含む。」を「第五十四條第二項」に改め、同号を同条第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九 第五十六條第一項の規定による命令又は処分に違反した者
第百二十條第四号中「第四十二條第一項若しくは第二項又は第七十一條第一項若しくは第二項」を「第四十八條第一項又は第二項」に改め、同号を同条第七号とし、同条第三号中「第二十六條第二項」を「第二十六條第三項又は第四十六條」に改め、同号の次に次の一号

を加える。
六 第四十二條第三項の規定による命令に違反した者
第百二十條第二号の次に次の二号を加える。
三 第二十四條第三項の規定に違反して周知させるための措置をとらなかつた者
四 第二十四條の三第四項の規定に違反して公表しなかつた者
第百二十二條中「三十万円」を「百万円」に改め、同条第一号中「第三十五條又は第三十八條第一項」を「第三十四條又は第三十六條第一項」に改め、同条第二号中「第三十六條又は第三十七條」を「第三十五條」に改める。
第百二十三條中「一万円」を「十万円」に改め、同条第一号中「第八條第二項、第九條、第七十三條、第七十八條第二項又は第八十二條」を「第九條第二項、第五十三條、第五十四條第二項、第九十一條第二項又は第九十二條の二」に改め、同条第二号中「第五十五條」を「第四十四條第四項」に改める。

第六章を第八章とする。

第百四十四條第二項中「第四十三條第一項(第七十四條第一項)において準用する場合を含む。」、第四十五條第一項若しくは第三項、第四十六條第一項若しくは第三項又は第四十七條(第七十四條第二項)において準用する場合を含む。」を「第四十九條第一項、第五十一條第一項若しくは第三項、第五十二條第一項又は第五十四條第一項」に改める。
第百五十五條中「電気事業者」を「一般電気事業者及び郵便電気事業者」に改める。
第百八十八條中「供給規程」を「供給約款」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

第百九十九條第一項中「第十六條第二項」を「第十五條第四項若しくは第十六條第三項の規定による供給地点の減少をしようとするとき、又は同条第二項に改め、同条第二項を次のように改める。
2 第十五條第一項から第四項まで、第十六條第一項から第三項まで、第七十六條(第八十八條第一項)において準用する場合を含む。」、第七十九條(第八十八條第一項)及び第九十二條の三に

において準用する場合を含む。又は第八十七條の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行われなければならない。
第百九十九條の二中「特定試験事務」を「試験事務」に改める。
第百一十一條第一項中「一般電気事業者」の下に「若しくは特定電気事業者」を加える。
第百一十二條第一項を次のように改める。
次に掲げる者は、実費を勘案して通商産業省令で定める額の手数料を納めなければならない。
一 第四十四條第二項第一号若しくは第三号の規定により、又は指定試験機関がその試験事務を行う電気主任技術者試験に合格したことにより主任技術者免状の交付を受けようとする者
二 電気主任技術者試験を受けようとする者
三 主任技術者免状の再交付を受けようとする者
四 第四十九條第一項、第五十一條第一項若しくは第三項又は第五十二條第一項の検査を受けようとする者
五 第五十四條第一項の検査を受ける者
第百五十二條第二項中「第四十三條第一項又は第四十六條第一項若しくは第三項」を「第四十九條第一項又は第五十二條第一項」に、「第四十七條」を「第五十四條第一項」に、「特定試験事務」を「試験事務」に、「電気主任技術者国家試験」を「電気主任技術者試験」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(公示)
第百一十二條の二 通商産業大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。
一 第四十五條第二項、第五十五條第一項又は第五十七條の二第二項の指定をしたとき。
二 第五十七條の二第二項、第七十一條、第九十一條第二項又は第九十二條の二の規定による届出があつたとき。
三 第七十三條(第八十八條第一項)において準

用する場合を含む。の許可をしたとき。

四 第七十九条(第八十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定により指定を取り消し、又は検査の業務若しくは試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

五 第八十一条第一項(第八十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定により通商産業大臣が検査の業務若しくは試験事務の全部若しくは一部を自ら行うものとするとき、又は自ら行つていた検査の業務若しくは試験事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

六 第八十七条又は第九十二条の三において準用する第七十九条の規定により指定を取り消したとき。

七 第九十一条第一項の認可をしたとき。

第九十二条及び第九十四条から第九十九条までを削る。

第四章中第九十三条を第九十九条とし、第九十一条を第九十八条とし、第八十七条から第九十条までを七条ずつ繰り下げる。

第八十六条の前の見出しを削り、同条を第九十三条とする。

第四章の章名中「及び電気主任技術者資格審査委員等」を削り、同章を第六章とする。

第八十五条の二第一項中「第四十七条の二(第七十四条第三項において準用する場合を含む。以下この節において同じ。)」を「第五十五条第一項に準用する場合を含む。」「を「第四十九条第一項に、「第四十二条第一項(第七十四条第一項において準用する場合を含む。)」を「第五十四条第二項に、「第四十六条第一項若しくは第三項」を「第五十二条第一項に、「第四十七条(第七十四条第二項において準用する場合を含む。)」を「第五十四条第一項に改め、同条第二項中「第四十七條の二」を「第五十五条第一項に改め、第三章の二第一節中同条を第六十七條とする。

第八十五条の三「一」に「を」を「いづれかに」に、「第四十七條の二」を「第五十五條第一項」に改め、同条第三号口中「第八十五條の十一」を「第七十六條」に改め、同条を第六十八條とする。

第八十五条の四中「第四十七條の二」を「第五十五條第一項」に、「各号」を「各号のいづれにも」に改め、同条を第六十九條とする。

第八十五条の五を第七十條とし、第八十五条の六を第七十一條とし、第八十五条の七を第七十二条とし、第八十五条の八を第七十三條とする。

第八十五条の九第一項中「第四十七條の二」を「第五十五條第一項」に改め、同条を第七十四條とする。

第八十五条の十を第七十五條とし、第八十五条の十一を第七十六條とし、第八十五条の十二を第七十七條とする。

第八十五条の十三中「第八十五條の四第一号から第四号まで」を「第六十九條第一号から第四号までのいづれかに」に改め、同条を第七十八條とする。

第八十五条の十四中「一」に「を」を「いづれかに」に、「第四十七條の二」を「第五十五條第一項」に改め、同条第二号口中「第八十五條の三第一号」を「第六十八條第一号」に改め、同条第三号口中「第八十五條の七第一項」を「第七十二條第一項」に改め、同条第四号口中「第八十五條の七第三項、第八十五條の十一」を「第七十二條第三項、第七十六條」に改め、同条第五号口中「第四十七條の二」を「第五十五條第一項」に改め、同条を第七十九條とする。

第八十五条の十六中「第八十五條の八」を「第七十三條」に、「第八十五條の十四」を「第七十九條」に改め、同条を第八十一條とする。

同条第二号中「第八十五條の十四」を「第七十九條」に改め、同条第三号口中「第八十五條の十一」を「第七十六條」に改め、同条を第六十八條とする。

第八十五条の四中「第四十七條の二」を「第五十五條第一項」に、「各号」を「各号のいづれにも」に改め、同条を第六十九條とする。

第八十五条の五を第七十條とし、第八十五条の六を第七十一條とし、第八十五条の七を第七十二条とし、第八十五条の八を第七十三條とする。

第八十五条の九第一項中「第四十七條の二」を「第五十五條第一項」に改め、同条を第七十四條とする。

第八十五条の十を第七十五條とし、第八十五条の十一を第七十六條とし、第八十五条の十二を第七十七條とする。

第八十五条の十三中「第八十五條の四第一号から第四号まで」を「第六十九條第一号から第四号までのいづれかに」に改め、同条を第七十八條とする。

第八十五条の十四中「一」に「を」を「いづれかに」に、「第四十七條の二」を「第五十五條第一項」に改め、同条第二号口中「第八十五條の三第一号」を「第六十八條第一号」に改め、同条第三号口中「第八十五條の七第一項」を「第七十二條第一項」に改め、同条第四号口中「第八十五條の七第三項、第八十五條の十一」を「第七十二條第三項、第七十六條」に改め、同条第五号口中「第四十七條の二」を「第五十五條第一項」に改め、同条を第七十九條とする。

第八十五条の十六中「第八十五條の八」を「第七十三條」に、「第八十五條の十四」を「第七十九條」に改め、同条を第八十一條とする。

第八十五条の十八中「第五十六條第三項」を「第四十五條第二項」に、「特定試験事務を」を「試験事務」に改め、第三章の二第二節中同条を第八十二条とする。

第八十五条の十九を削る。

第八十五条の二十中「第五十六條第三項」を「第四十五條第二項」に改め、同条を第八十二条とする。

四十五條第二項に、「各号」を「各号のいづれにも」に改め、同条第一号、第二号及び第四号中「特定試験事務」を「試験事務」に改め、同条を第八十三條とする。

第八十五条の二十一及び第八十五条の二十二を削る。

第八十五条の二十三第一項中「特定試験事務を」を「試験事務」に、「第三種電気主任技術者免状」を「第四十四條第一項第一号から第三号までに掲げる種類の主任技術者免状」に改め、同条第四項を削り、同条を第八十四條とする。

第八十五条の二十四中「特定試験事務を」を「試験事務」に改め、同条を第八十五條とする。

第八十五条の二十五第一項中「第八十五條の二十各号」を「第八十三條各号」に、「一」に「を」を「いづれかに」に改め、同条第二項中「特定試験事務を」を「試験事務」に改め、同条を第八十六條とする。

第八十五条の二十六の見出しを「(指定の取消し)」に改め、同条第一項中「第八十五條の二十第三号」を「第八十三條第三号」に、「第五十六條第三項」を「第四十五條第二項」に改め、同条第二項を削り、同条を第八十七條とする。

第八十五条の二十七を削る。

第八十五条の二十八第一項中「第八十五條の八から第八十五條の十まで、第八十五條の十二及び第八十五條の十五」を「第六十八條、第七十二條から第七十七條まで、第七十九條及び第八十條」に改め、後段を次のように改める。

この場合において、第七十六條中「検査員」とあるのは「試験員」と、第七十七條中「職員」とあるのは「職員(試験員を含む。)」はと、第七十九條第四号中「前条」とあるのは「第八十六條」と読み替えるものとする。

第八十五条の二十八第二項中「第八十五條の十六」を「第八十一條」に、「特定試験事務を」を「試験事務」に改め、同条を第八十八條とし、第三章の二中同条の次に次の一節を加える。

第三節 指定調査機関

第八十九条 第五十七条の二第一項の指定は、電気供給者の委託を受けて調査業務を行おうとする者の申請により行つて。

2 前項の申請は、調査業務を行おうとする区域(以下「調査区域」という。)を定めてしなければならない。

(指定の基準)

第九十条 通商産業大臣は、第五十七条の二第一項の指定の申請が次の各号のいづれにも適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一 調査区域における調査業務を適確に遂行するに足る経理的基礎及び技術的能力があること。

二 民法第三十四条の規定により設立された法人であつて、その役員又は社員の構成が調査業務の公正な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。

三 調査業務以外の業務を行つてゐるときは、その業務を行ふことによつて調査業務の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。

(調査区域の変更)

第九十一条 指定調査機関は、調査区域を増加しようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

2 指定調査機関は、調査区域を減少したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

3 前条(第一号及び第三号を除く。)の規定は、第一項の認可に準用する。

(調査の義務)

第九十二条 指定調査機関は、第五十七条の二第一項の規定による調査業務の委託を受けているときは、第五十七条第一項の通商産業省令で定めるところにより、その調査業務を行わなければならない。ただし、一般用電気工作物の設置の場所に立ち入ることにつき、その所有者又は占有者の承諾を得ることができないときは、こ

の限りでない。

2 通商産業大臣は、指定調査機関が第五十七条の二第一項の規定による調査業務の委託を受けている場合において、その調査業務を行わず、又はその方法が適当でないときは、指定調査機関に対し、その調査業務を行い、又はその方法を改善すべきことを命ずることができる。

(調査業務の廃止)

第九十二条の二 指定調査機関は、調査業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(準用)

第九十二条の三 第六十八條(第三号ロを除く)、第七十二条及び第七十八條から第八十條までの規定は、指定調査機関に準用する。この場合において、第七十八條中「第六十九條第一号から第四号まで」とあるのは「第九十條各号」と、第七十九條中「取り消し、又は期間を定め検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずること」とあるのは「取り消すこと」と、同条第四号中「第七十二條第三項、第七十六條又は前条」とあるのは「第九十二條第二項又は第九十二條の三において準用する第七十二條第三項若しくは第七十八條」と読み替へるものとする。

第三章の二の章名中「及び指定試験機関」を「指定試験機関及び指定調査機関」に改め、同章を第五章とする。

第六十三條第二項中「第三十三條第二項を第三十三條第二項に」、「第三十四條の二を第三十三條の二に」、「第三十四條第三項を第三十三條第三項に」改める。

第六十五條第一項中「電気事業者の下に」又は「卸供給事業者を加え、」を「」に改め、「に電気事業者の下に」又は「卸供給を行う事業を加え、」同条第二項及び第三項中「電気事業者の下に」又は「卸供給事業者を加え、」同条第五項第二号中「が電気事業者を」又は「卸供給事業者が電気事業者又は卸供給を行う事業」に、「附した」を「付した」に改める。

第五十八條の前の節名を削り、同条の前に次の章名を付する。

第四章 土地等の使用

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(卸電気事業者)

第二条 この法律の施行の際現に改正前の電気事業法(以下「旧法」という)第二条第三項の卸電気事業に係る旧法第三条第一項の許可を受けている者が営む一般電気事業者にその一般電気事業の用に供するための電気を供給する事業が、改正後の電気事業法(以下「新法」という)第二条第一項第三号の通商産業省令で定める要件に該当するときは、その者が受けている旧法第三条第一項の許可は、新法第三条第一項の規定によつてしたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法第三条第一項の卸電気事業の許可を受けている者(前項の規定により新法第三条第一項の許可を受けたものとみなされた者を除く)が、一般電気事業者による一般電気事業の用に供するための電気の供給を約している場合において、当該電気の供給の用に供する電気工作物について旧法第三条第一項又は第八条第一項の許可を受けているときは、その者がその約したところに従つて一般電気事業者による一般電気事業の用に供するための電気を供給する事業は、新法第二条第一項第三号の卸電気事業とみなし、その者が受けている旧法第三条第一項の許可(新法第二条第一項第三号の卸電気事業とみなされた事業に係る部分に限る)は、新法第三条第一項の規定によつてしたものとみなす。ただし、新法第二条第三項及び第二十九条の適用については、この限りでない。

(電気工作物の変更)

第三条 旧法第六條第二項第四号の事項の変更であつて、旧法第八條第一項の許可を受けている

ものについては、新法第九條第一項の規定による届出がなされたものとみなす。

(一般電気事業者の供給条件)

第四条 この法律の施行の際現に旧法第十九條第一項の認可を受けている供給規程は、新法第十九條第一項の認可を受けた供給約款とみなす。

第五条 旧法第二十一條ただし書の認可を受けた料金その他の供給条件は、この法律の施行の日(以下「施行日」という)から六月以内に、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣の承認を受けたときは、新法第二十一條ただし書の認可を受けたものとみなす。

2 一般電気事業者は、施行日から六月間は、新法第二十一條ただし書の認可を受けずに、旧法第二十一條ただし書の認可を受けた料金その他の供給条件により電気を供給することができる。

(卸供給の供給条件)

第六条 この法律の施行の際現に旧法第二十二條第一項の認可を受けている料金その他の供給条件であつて、新法第二十二條第一項第九号の卸供給に該当する電気の供給に係るものは、新法第二十二條第一項の認可を受けたものとみなす。

2 旧法第二十二條第六項の電気事業者以外の者が、施行日前に新法第二十二條第一項第九号の卸供給に該当する電気の供給を行うこと及びその料金その他の供給条件を約しているときは、その者は、新法第二十二條第一項の規定にかかわらず、当該供給条件により当該卸供給を行うことができる。

(施設計画及び供給計画)

第七条 一般電気事業者及び新法第二条第一項第四号の卸電気事業者が旧法第二十九條第一項の規定による届出をした施行日の属する年度の電気工作物の施設計画及び電気の供給計画は、新法第二十九條第一項の規定による届出をした同項の供給計画とみなす。

(電気主任技術者国家試験)

第八条 旧法第五十六條の規定に基づいて行われ

た電気主任技術者国家試験に合格している者は、新法第四十五條の規定に基づいて行われた電気主任技術者試験に合格しているものとみなす。

第九条 新法第四十五條第一項の電気主任技術者試験に関する事務(第三種電気主任技術者免状に係る電気主任技術者試験の実施に関する事務を除く)をつかさどらせるため、平成九年四月一日までは、通商産業省に電気主任技術者資格審査委員を置く。

2 電気主任技術者資格審査委員は、前項の事務を行うほか、電気主任技術者の資格に関する事項について、通商産業大臣の求めに応じ、意見を述べることができる。

3 電気主任技術者試験に関する専門の事項を調査させるため、平成九年四月一日までは、通商産業省に電気主任技術者試験専門委員を置くことができる。

4 電気主任技術者資格審査委員及び電気主任技術者試験専門委員(以下「審査委員等」という)は、関係行政機関の職員及び電気技術に関する学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。

5 前各項に定めるもののほか、審査委員等に関する必要な事項は、政令で定める。

(処分等の効力)

第十条 施行日前に旧法又はこれに基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、新法又はこれに基づく命令の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、新法又はこれに基づく命令の相当の規定によつてしたものとみなす。

(罰則の適用)

第十一条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十二條 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

(地方税法の一部改正)

第十三条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第七百一条の三十四第三項第十七号中「第二条第五項に規定する電気事業」を「第二条第一項第一号に規定する一般電気事業又は同項第三号に規定する卸電気事業」に改める。

(高圧ガス取締法の一部改正)

第十四条 高圧ガス取締法(昭和二十六年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「左の二」を「次の二」に改め、同項第四号中「行なう」と「行」に改め、同項第八号中「第二条第七項」を「第二条第一項第十一号」に改める。

(土地収用法の一部改正)

第十五条 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「左の二」を「次の二」に改め、同項第三号へ中「供給区域」の下に「又は供給地点」を加える。

(気象業務法の一部改正)

第十六条 気象業務法(昭和二十七年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第六條第二項中「左」を「次に」に、「但し」を「ただし」に改め、同項第三号中「第二条第五項」を「第二条第一項第七号」に改める。

(道路法の一部改正)

第十七条 道路法(昭和二十七年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第三十六條第一項中「これらのうち」の下に「電気事業法に基づくものにあつては同法第二条第一項第八号に規定する電気事業者がその事業の用に供するものに」を加え、「あつては」を「あつては」に改める。

(農地法の一部改正)

第十八条 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第五十四條第一項中「第二条第六項」を「第二条第一項第八号」に改める。

(農山漁村電氣導入促進法の一部改正)

第十九条 農山漁村電氣導入促進法(昭和二十七年法律第三百五十八号)の一部を次のように改正する。

第四条中「左の二」を「次の二」に改め、同条第三号中「第二条第六項」を「第二条第一項第八号」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第二十条 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第十条の二第一項中「第二条第五項に規定する電気事業」を「第二条第一項第七号に規定する電気事業又は同項第九号に規定する卸供給を行う事業」に改める。

第十一条第一項の表第三号中「電気事業法第二条第一項」を「電気事業法第二条第一項第一号」に改め、「一般電気事業」の下に「若しくは同項第五号に規定する特定電気事業」を加える。

第四十二條の五第一項中「第二条第五項に規定する電気事業」を「第二条第一項第七号に規定する電気事業又は同項第九号に規定する卸供給を行う事業」に改める。

第四十三條第一項の表第三号中「電気事業法第二条第一項」を「電気事業法第二条第一項第一号」に改め、「一般電気事業」の下に「若しくは同項第五号に規定する特定電気事業」を加える。

(電気工事士法の一部改正)

第二十一条 電気工事士法(昭和三十五年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第六十六條第一項」を「第三十八條第一項」に改め、同条第二項中「第六十六條第二項」を「第三十八條第四項」に、「第一条第七項」を「第一条第十二号」に改める。

第五條第一項中「第六十七條第一項」を「第五十六條第一項」に、「第七十四條第二項」において準用する同法第四十八條第一項を「第三十九條第一項」に改める。

(電気用品取締法の一部改正)

第二十二條 電気用品取締法(昭和三十六年法律第二百三十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「第六十六條第一項」を「第三十八條第一項」に改める。

第三十八條第一項中「第二条第六項」を「第二条第一項第八号」に、「第六十六條第二項」を「第三十四の三」に改める。

第三十四の三 特定電気事業の許可又は電気の供給地点の変更の許可

電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第五号(定義)に規定する特定電気事業に係る同法第三条第一項(事業の許可)の許可又は同法第八條第一項(供給区域等の変更)の供給地点の変更の許可(供給地点の増加に係るものに限る)。

(大気汚染防止法の一部改正)

第二十五條 次に掲げる法律の規定中「第二条第七項」を「第二条第一項第十二号」に改める。

一 大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)第二十七條第二項

二 騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)第二十一條第一項

三 水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第三十八号)第二十三條第二項

四 振動規制法(昭和五十一年法律第六十四号)第十八條第一項

五 湖沼水質保全特別措置法(昭和五十九年法律第六十一号)第十二條第一項

六 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法(平成六年法律第九号)第十六條第一項

(沖繩の復興に伴う特別措置に関する法律の一部改正)

第二十六條 沖繩の復興に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第二百十九号)の一部を

三十八條第四項に、「第二条第七項」を「第二条第一項第十二号」に改める。

(法人税法の一部改正)

第二十三條 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第四十五條第一項第一号中「第二条第五項」を「第二条第一項第七号」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第二十四條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一中第三十四号の四を第三十四号の五とし、第三十四号の三を第三十四号の四とし、第三十四号の二の次に次のように加える。

許可件数	一件につき一万五千円

次のように改正する。

第八十三條第二項中「第二条第六項」を「第二条第一項第二号」に、「電気事業者」を「一般電気事業者又は同項第四号に規定する卸電気事業者」に改める。

(沖繩振興開発特別措置法の一部改正)

第二十七條 沖繩振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第二十九條中「第二条第五項」を「第二条第一項第七号」に改める。

第三十條第一項中「第二条第二項」を「第二条第一項第二号」に改める。

第三十一條中「第二条第六項」を「第二条第一項第八号」に改める。

(電源開発促進税法の一部改正)

第二十八條 電源開発促進税法(昭和四十九年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第二条第一項又は第二項」を

「第一条第一項第一号又は第二号」に改め、同条第二号イ中「第二十五條第一項(振替供給)の許可に係る契約により供給した」を「第二條第一項第十一号(定義)に規定する振替供給を行つた」に改める。

第五條第二項中「(供給規程)」を又は第三項「(一般電気事業者の供給約款等)」に、「供給規程」に供給約款又は約款に」に改める。

第十二條第三項中「第二條第七項」を「第二條第一項第十一号」に改める。

(大規模地震対策特別措置法の一部改正)
第二十九條 大規模地震対策特別措置法(昭和五十二年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第八條第一項第五号中「第五十二條第一項」を「第四十二條第一項」に改める。

(地価税法の一部改正)
第三十條 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第十六号中「第二條第六項」を「第二條第一項第八号」に、「同條第五項」を「同項第七号」に改める。
(電線共同溝の整備等に関する特別措置法の一部改正)

第三十一條 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第三條第二項中「供給区域」の下に「又は供給地点」を加え、「第二條第二項」を「第二條第一項第二号」に改め、「一般電気事業者」の下に「又は同項第六号に規定する特定電気事業者」を加える。

第九條第三号中「電線」の下に「電気事業法に基づくもの」であつては同法第二條第一項第七号に規定する電気事業の用に供するものに、を加え、「あつては」を「あつては」に改める。

理由

近年の電力需要の増大、電氣に係る技術の進歩

等の電気事業をめぐる諸情勢の変化を踏まえて、電氣の使用上の利益の一層の増進を図るため、効率的な電力供給が実現するよう電気事業に係る参入規制を緩和し、電源設備の効率的な使用を促進するよう料金規制を改善するとともに、保安規制を合理化する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

商工委員會議録第三号中正誤

ページ	段	行	誤	正
一	一	三	なつてゐる	なつてゐる
二	一	七	ならぬ	ならない
三	一	四	新幹線か	新幹線が
三	四	末九	すべき	すべき
三	四	末八	すべき	すべき

平成七年三月二十日印刷

平成七年三月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局